

3D都市モデル ユースケース開発業務委託 特記仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、熊谷市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する3D都市モデル ユースケース開発業務委託（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

(目的)

第2条 本業務は、本市の目指す「スマートシティ」の取組として、これまでに整備、更新した3D都市モデルの利活用を促進するため、令和5年度に整備した官民で利用可能なWebGISのプラットフォームをはじめとした、デジタル技術の活用による課題の可視化、効率的な行政業務の実現と共に、データに基づいた市民目線の政策立案や市民のまちづくりへの参画など、3D都市モデルを活用した官民連携の取組を推進することを目的とする。

(準拠する法令等)

第3条 本業務を実施する際に準拠する関係法令等は以下のとおりとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- (2) 地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (4) 国土交通省プロジェクト PLATEAU（国土交通省都市局）
- (5) 地理情報標準プロファイル（JPGIS）2014（国土地理院）
- (6) その他の関係法令及び諸法規等

(秘密保持・情報セキュリティ)

第4条 乙は、本業務上知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。また、この契約が終了又は解除された後においても同様とする。業務上必要となる個人情報の取り扱いについては、熊谷市個人情報保護条例に従い適切に取り扱わなければならない。業務終了後、保管する個人情報等については、情報漏洩がないよう対策を講じるものとする。

(提出書類)

第5条 本業務の着手及び完了時には、次の書類を提出しなければならない。

契約時：課税（免税）事業者届出書

着手時：業務着手届、現場責任者（技術管理者）届出書、経歴書、業務委託工程表、実施計画書

完了時：委託業務完了通知書・業務委託代金請求書

（資料の貸与及び返還）

第6条 本業務の実施にあたり、甲は乙に資料を貸与するものとするが、取扱いについては十分に注意し、汚損、破損、亡失の無いように慎重に取り扱うこと。万一、事故のあった場合は、乙の責任において原状に復すること。また、貸与された資料等については甲の許可無くして複製してはならず、本業務以外での使用を禁止し、本業務完了後は速やかに貸与資料を返却しなければならない。

（業務体制）

第7条 乙は、業務全般にわたり技術的管理及び円滑な業務を遂行するため、高度な技術を要する部門については、相当な経験を有する技術者を配置しなければならない。

また、乙は毎月上旬に進捗状況報告をし、会議等で決定した打合せ事項等を記録簿に記載し、甲の承認を受けるものとする。記録簿は各々が1部を保管し、意見の相違が生じないようにするものとする。

（損害賠償）

第8条 乙は、本業務中に第三者に損害を与えた場合、発生要因、被害等の状況を甲に速やかに報告し、乙の責任において処理し、これらにかかる費用はすべて乙が負担するものとする。

（疑義の解決）

第9条 本特記仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本特記仕様書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ実施するものとする。

（成果の帰属）

第10条 本業務に係る成果品の著作権はすべて甲に帰属する。乙は甲の承認を得ずに他に公表・譲渡・貸与または使用してはならない。

（瑕疵担保）

第11条 乙は、業務完了後に過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合、甲の指示する修正、補正その他必要な作業を乙の負担において行うものとする。

(再委託)

第12条 乙がやむを得ず第三者に再委託を行う場合は、事前に理由、内容、再委託先等を書面に記載のうえ、甲に申請し承諾されなければこれを行うことはできない。ただし、一括して再委託することは禁止する。再委託に係る全ての責任は乙が負うものとする。

第2章 業務概要

(業務期間)

第13条 本業務の履行期間は契約締結の日から令和7年2月28日までとする。

(業務概要)

第14条 本業務の概要は次のとおりとする。

- (1) WebGISプラットフォームの活用支援
- (2) 各種ワークショップ等の開催及び運営支援
- (3) ユースケース・プラグインの検討及び開発支援

第3章 業務内容

(業務内容)

第15条 3D都市モデル ユースケース開発業務の内容は次のとおりとする。

- (1) WebGISプラットフォームの活用支援

3D都市モデルに対応したWebGISプラットフォームの活用にあたり、ノーコードでの操作性やプラグインによる拡張性の高いシステムの導入に向け、技術的支援及び保守管理等を行う。

- (2) ワークショップ等の開催及び運営支援

市内在住、在学の方を対象とした講習会を開催するほか、ワークショップ等開催に係る企画、提案、資料作成、講師派遣等を行う。

また、ワークショップについては、浸水災害に関する講座を1回以上、高校生に向けたまちづくり教育に関する講座を対象とする3高校で各4回以上開催する。

- (3) ユースケース・プラグインの検討及び開発支援

3D都市モデルの利活用による各種シミュレーション及びその結果必要となるWebGISの機能拡張の検討及びユースケース開発を行う。

また、各ワークショップでの演習内容及びまちなかの人流分析結果の最適化に向けたプラグインを開発する。

以上のほか、本業務を円滑に遂行するために、業務着手時、中間、成果品納入時に必要な回数の打合せを実施するものとする。また、打ち合わせ結果を議事録としてとりまとめ、甲に提出するものとする。

第4章 成果品

(成果品の検査)

第16条 乙は、業務完了時に甲の成果品検査を受けなければならない。成果品検査において修正を指示された場合は直ちに修正しなければならない。また、成果品の検査完了後といえども、成果品に明らかに乙の責に帰すべき瑕疵が発見された場合は、直ちに当該成果品の修正を行わなければならない。

(業務の完了)

第17条 本業務は、前条の検査に合格し成果品を甲に引き渡した時をもって完了とする。

(納入期限及び納入場所)

第18条 本業務の成果品の納入場所は、下記のとおりとする。

- (1) 納入期限 令和7年2月28日
- (2) 納入場所 熊谷市都市整備部都市計画課

(成果品)

第19条 本業務の成果品は、下記のとおりとする。

- (1) 各ワークショップで使用したマニュアル 一式 各3部
- (2) プラグイン 一式
- (3) 業務報告書 3部
- (4) 打合せ記録簿
- (5) その他甲が必要とする資料